

東京都公安委員会規程第5号

交通安全施設管理規程を次のように定める。

平成23年12月22日

東京都公安委員会

委員長 太田 芳枝

交通安全施設管理規程

(目的)

第1条 この規程は、交通安全施設の管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(準拠)

第2条 交通安全施設の管理については、別に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第3条 この規程において「交通安全施設」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づき、東京都公安委員会が設置する次に掲げるものをいう。

- (1) 信号機
- (2) 道路標識及び道路標示
- (3) パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備

(管理体制)

第4条 警視總監は、前条各号に掲げる交通安全施設の区分に応じ、当該各号に定める交通安全施設に関し、次条に規定する任務を行う者（以下「総括管理責任者」という。）及び第6条に規定する任務を行う者（以下「管理責任者」という。）を置くものとする。

(総括管理責任者の任務)

第5条 総括管理責任者は、管理責任者と緊密に連携して交通安全施設の適正な管理に努め、道路における危険の防止並びに交通の安全及び円滑を図るものとする。

(管理責任者の任務)

第6条 管理責任者は、道路における危険の防止並びに交通の安全及び円滑を図るため、交

交通安全施設の各種点検を行い、損傷、機能障害等の異常を認めたときは、速やかに補修その他の必要な措置を講ずるなど、交通安全施設の効用の維持に努めなければならない。

(報告)

第7条 総括管理責任者は、交通安全施設の管理に係る重要特異な事案を認めたときは、その都度、東京都公安委員会に報告するものとする。

(この規程施行について必要な事項)

第8条 この規程の施行について必要な事項は、警視総監が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成23年12月22日から施行する。

(廃止規定)

2 交通保安施設管理規程（昭和30年3月29日東京都公安委員会規程第3号）は、廃止する。